

高付加価値化インバウンドマーケティング等業務仕様書

1 業務の目的

- ・本県は、富士山、南アルプス、お茶、温泉などの豊富な観光資源を有しているものの、高付加価値旅行者からの認知度や選定率は、大都市と比較して依然として低い状況にある。さらに、県内事業者の高付加価値旅行市場への理解が十分でなく、商品造成が総花的になっている課題も見受けられる。
- ・本事業では、高付加価値旅行者に訴求できる観光コンテンツや宿泊施設を調査・分析し、県内観光事業の現状を把握するとともに、県内事業者の高付加価値旅行者に対する理解と知見を深めることを目指す。これにより、県内観光資源の高付加価値化とインバウンド市場での競争力強化を図る。

2 想定する高付加価値インバウンド旅行者

- ・訪日旅行 1 回あたりの消費額が 100 万円以上／人の欧米豪の高付加価値旅行者

3 委託業務の内容

項 目	内 容
(1) 高付加価値旅行者向け観光資源の調査分析 (約 100 商品程度)	<p>既存の造成商品を中心に、タリフ・ウェブ等の掲載情報から、高付加価値旅行者への販売の視点で調査を行う</p> <p><主な対象商品></p> <p>①2022 年以降に観光庁補助事業で造成された商品等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看板商品創出事業 一般型採択支援事業 ・インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業 <p>※観光庁補助事業で造成された商品の詳細は、静岡県観光協会が保有</p> <p>②静岡県の宿泊施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査の対象商品・宿は、静岡県観光協会と協議して約 100 商品程度決定する ・調査分析は高付加価値旅行者への販売の視点から、4 段階以上の評価とする。 ・評価の基準、及び改善の余地がある場合も理由を記載 ・評価項目は静岡県観光協会と協議して決定する。 ・本県がターゲットとするべき属性（市場・趣向・年代）の確認
(2) 観光コンテンツ現地検証	<p>(1) で高評価とされた上位 10 のコンテンツについて、現地視察を実施し、その詳細を報告すること。</p>
(3) 県内の観光関連事業者に向けた専門家によるセミナーの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・県内観光関連事業者全体の高付加価値旅行者に関する理解を促進し、各事業者の知識向上を図るため、高付加価値旅行市場に知見を持つ専門家を招請したオンラインセミナーを 1 回開催すること <p>※本セミナーの参加者より伴走支援を希望する事業者の募集を行う。</p>

<p>(4) 伴走支援対象事業者の選定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託事業者は、募集要項を作成し、伴走支援対象事業者を公募すること。 ・観光コンテンツ・サービスの高付加価値化に取り組む県内観光事業者を5者程度選定すること。 ※選定の事業者は基本観光関連の体験コンテンツを提供する事業者を想定。選定からは宿泊施設やレストラン施設を除く。
<p>(5) 県内の観光関連事業者に向けたコンサルタントによる伴走支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・埋もれている商品の発掘や良質な観光素材の磨き上げによりコンテンツの高付加価値化の望める事業者に対し伴走支援を行う ・欧米豪の高付加価値旅行者向け観光コンテンツの開発・ブラッシュアップ、情報発信手法の確立等を支援すること。 ・チャットツール等を活用し、伴走支援対象事業者の質問や相談に随時対応できる環境を整備すること。 ・期間中3回程度、伴走支援対象事業者に対して、コンテンツ視察を行い、適宜アドバイスを行う ※伴走支援対象事業者の諸事情に応じ、回数・手法の変更は可 ・伴走支援期間は、対象事業者の選定日から令和8年(2026年)2月28日までとする。 <p><目標とする成果></p> <p>観光コンテンツ・サービスの開発または磨き上げ：5本</p>
<p>(6) 伴走支援事業者に向けたセミナー・ワークショップ実施 (全3回)</p>	<p>県内の観光事業者の高付加価値旅行の知見を伝え、地域への高付加価値旅行者誘客の促進に繋げる。</p> <p><実施内容の想定></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 伴走支援事業者に向け改めて確度の高い高付加価値旅行のセミナー及びワークショップ ② 委託事業者による造成商品の販路形成の提案 ③ 本事業の成果発表会の運営及び実施

4 応募要件

本事業の委託先として、以下の要件を満たす事業者を対象とする。

- ・旅行業の免許を有していること。
- ・観光関連のコンサルティング業務の実績を有していること。
- ・インバウンド高付加価値旅行者の旅行商品造成および販売実績を有していること。

5 成果物の提出

本事業は終了したとき、業務の実施期間、実施した業務の成果等を示す報告書を提出すること。

6 その他

- ・地震等の災害、火災、荒天、急病・負傷等発生時の危機管理対策を講じること。
- ・業務の内容については、契約金額の範囲内で変更できるものとする。
- ・業務の内容に記載がない事項については、委託者と受託者が協議の上決定する。